

厚生労働省の定める施設基準（１）

- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療環境体制加算 2
- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）
- 臨床研修病院入院診療加算
（歯科診療に係るもの）（協力型）
- 救急医療管理加算 2
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算 2
- 重症者等療養環境特別加算
- 医療安全対策加算 1
- 医療安全対策地域連携加算 1
- 感染防止対策加算 1
- 感染防止対策地域連携加算
- 抗菌薬適正使用支援加算
- 患者サポート体制充実加算
- データ提出加算 2
- 入退院支援加算 1
- 入院時支援加算
- 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- 地域包括ケア病棟入院料 2 （6階南病棟）
- 地域包括ケア病棟入院料 2 （7階南病棟）
（看護職員配置加算・看護補助者配置加算）
- 喘息治療管理料
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急
搬送看護体制加算
- ニコチン依存症管理料
- 開放型病院共同指導料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料 1
- 医療機器安全管理料 2
- 持続血糖測定器加算
- HPV 核酸検出
- 検体検査管理加算（Ⅰ）
- 検体検査管理加算（Ⅱ）
- 皮下連続式グルコース測定
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- センチネルリンパ節生検（乳がんのみ）
- 画像診断管理加算 2
- CT 撮影及びMRI 撮影
- 冠動脈 CT 撮影加算
- 心臓MRI 撮影加算
- 乳房MRI 撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算 1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

厚生労働省の定める施設基準（２）

- がん患者リハビリテーション料
- 集団コミュニケーション療法料
- 歯科口腔リハビリテーション料 2
- 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- 導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- C A D／C A M 冠
- 脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）
及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及び 2
- 経皮的冠動脈形成術
- 経皮的冠動脈ステント留置術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 大動脈バルーンパンピング法（I A B P 法）
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6（歯科
点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む）に掲げる手術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻
造設術を含む。）
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 麻酔管理料（I）（麻酔科標榜医 智原栄一）
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 1 回線量増加加算
- 画像誘導放射線治療加算 (IGRT)
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- 病理診断管理加算 1
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 口腔病理診断管理加算 1
- 骨移植術（軟骨移植術を含む）
（自家培養軟骨移植術に限る）
- 組織拡張器による再建術（一連につき）
（乳房（再建手術）の場合に限る）
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切後）
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科治療総合医療管理料
- 歯周組織再生誘導手術
- 歯科外来診療環境体制加算
- 入院時食事療養 (I)

【下肢末梢動脈疾患指導管理加算について】

当院は、専門的な治療体制を有している医療機関です。

当院が標榜する下肢末梢動脈疾患指導管理加算に関連する診療科：循環器内科・心臓血管外科・整形外科・形成外科